



# 長野県報

5月22日(月)  
平成18年  
(2006年)  
第1762号

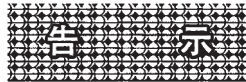
## 目次

### 告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(長寿福祉チーム)…………… 1
- 園芸特産振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第226号)の一部改正(農業生産振興チーム)…………… 2

### 公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用チーム)…………… 4
- 県営土地改良事業計画の縦覧(水と土・郷づくりチーム)…………… 4
- 土地改良事業の施行の同意(水と土・郷づくりチーム)…………… 4
- 一般競争入札(県立病院チーム)…………… 4
- 一般競争入札(事業チーム)…………… 5
- 平成19年度長野県短期大学学生の募集(教育振興チーム)…………… 6
- 平成19年度長野県短期大学専攻科幼児教育学専攻の学生の募集(教育振興チーム)……………12
- 長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局)……………12



### 長野県告示第295号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年5月22日

長野県知事 田中康夫

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
木曾寮	上松町大字萩原2404番地1	平成18年5月1日

##### (2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションつばさ	安曇野市堀金烏川1344-4	平成18年5月1日

##### (3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
デイサービス・コムスン鼎	飯田市鼎名古熊2169-1	平成18年5月1日
宅幼老所悠悠館	大町市大町1277番地5	” ”

##### (4) 特定福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社信光社	長野市鶴賀河原302-2	平成18年5月1日

##### (5) 特定福祉用具販売

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社ケアテック	下伊那郡松川町上片桐3314番地3 3F	平成18年5月1日
J A松本ハイランド福祉相談センター	松本市南松本1丁目2番16号	” ”
J Aアップル福祉用具貸与事業所	中野市大字新野803-3	” ”
株式会社信光社	長野市鶴賀河原302-2	” ”

株式会社エフテック	長野市広田91-1	〃	〃
株式会社わかば堂	上水内郡飯綱町大字倉井2772-1	〃	〃
三菱電機ライフサービス株式会社長野支店	長野市大字南長池字村前280	〃	〃
有限会社ユーネットワーク	長野市伺去199-2	〃	〃
飯山ブロック株式会社福祉住環境チーム樹十巢	飯山市南町23-22	〃	〃
J A大北指定特定福祉用具販売事業所	北安曇郡松川村7027	〃	〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
あすか小諸	小諸市相生町1丁目3番3号	平成18年5月1日
ウィズ松本居宅介護支援事業所	松本市筑摩2丁目27番30号	〃
ひらいで・遺跡のまちケアマネジメント	塩尻市大門五番町12番41号	〃
特定非営利活動法人たかやしろ	山ノ内町大字夜間瀬2517番地7	〃
居宅介護支援事業所みみずく	茅野市ちの字丁田2761番9	〃
木曾寮	上松町大字荻原2404番地1	〃

長寿福祉チーム

長野県告示第296号

園芸特産振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第226号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年5月22日

長野県知事 田中康夫

別表の果樹振興対策の項中「長野県うまいくだもの推進本部」を「長野県うまいくだもの推進部会」に改め、同表の花き振興対策の項中「美しい信州の花推進協議会」を「美しい信州の花推進部会」に改め、同表の野菜振興対策の項中

重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う重要野菜出荷調整資金造成事業に要する経費	知事が定める額
----------------	-----------------------------	---------

を

重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う重要野菜出荷調整資金造成事業に要する経費	知事が定める額
野菜産地体制強化推進事業	1 市町村又は農協等が行う野菜産地体制強化推進事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

に改め、同表の特産振興対策の項中

家庭向けきのこ料理と機能性PR事業	全国農業協同組合連合会長野県本部が行う家庭向けきのこ料理と機能性PR事業に要する経費	2分の1以内
きのこオリジナル商品開発支援事業	1 市町村又は農協等がきのこオリジナル商品開発支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
きのこの里づくりモデル事業	1 市町村又は農協等がきのこの里づくりモデル事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
水わさび安全供給対策確立事業	1 市町村又は農協等が水わさび安全供給対策確立事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

を

きのこ生産流通体制推進事業	1 市町村又は農協等が行うきのこ生産流通体制推進事業に要する経費	2分の1以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

に改め、同表の流通対策の項中

卸売市場活性化推進事業	1 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者(以下「卸売業者等」という。)で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等が卸売市場活性化推進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる区分の事業に要する経費 (1) 市場機能強化タイプ (2) 統合タイプ (3) 大型化タイプ	3分の1以内。ただし、売場施設の整備であつて大規模に温度管理機能を付与するものにあつては10分の4以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う卸売業者等で構成する団体に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費に1に係る補助率を乗じた額を限度とする。

を

卸売市場活性化推進事業	1 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者(以下「卸売業者等」という。)で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等が卸売市場活性化推進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる区分の事業に要する経費 (1) 市場機能強化タイプ (2) 統合タイプ (3) 大型化タイプ	3分の1以内。ただし、売場施設の整備であつて大規模に温度管理機能を付与するものにあつては10分の4以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う卸売業者等で構成する団体に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費に1に係る補助率を乗じた額を限度とする。
信州農産物輸出支援事業	1 市町村又は農協等が行う信州農産物輸出支援事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

ワインアグリカルチャー研修事業	市町村が行うワインアグリカルチャー研修事業に要する経費	知事が定める額
-----------------	-----------------------------	---------

に改め、同表の水産振興対策の項中

(3) 漁場生態系復元等事業 ア 漁場生態系復元事業 イ 違法放流防止対策事業 (市町村が行う事業に限る。)	を
(4) 事業検討会	
2 カワウ食害防止対策事業 (1) 被害防止対策事業 (2) 捕獲事業	に、
(3) 漁場生態系復元事業 (4) 違法放流防止対策事業	
2 カワウ食害防止対策事業 (1) 被害防止対策事業 (2) 捕獲事業	
3 ミンク食害防止対策事業 (1) 捕獲事業 (2) 処理対策事業	

水産資源増殖推進事業	1 長野県漁業協同組合連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う、未利用水面開発のための増殖推進に要する経費 2 長野県漁業協同組合連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。
コイ種苗生産支援事業	1 コイ養殖団体等が、採卵から食用コイまでの生産を行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う団体等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

を

水産資源増殖推進事業	1 長野県漁業協同組合連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う、未利用水面開発のための増殖推進に要する経費 2 長野県漁業協同組合連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。
------------	---	--

に改める。

農業生産振興チーム